

## 大島交流館 Instagram ページ運用方針

### 1. 目的

大島交流館での出来事や話題などについて、積極的に SNS を活用することで、郷土宗像をより身近に感じてもらうことを目的に Instagram ページを開設します。

### 2. アカウント情報等

ソーシャルメディアサービス名：Instagram

アカウント名：大島交流館

URL：<https://www.instagram.com/oshimakouryukan>

### 3. 運用管理者

宗像市 市民協働環境部 世界遺産課

### 4. 投稿者

世界遺産課職員

### 5. 発信情報

大島交流館が開催するイベントや事業に関する情報

### 6. 投稿時間

原則、開館時間内（9:00～16:00 休館日：毎週火曜日 火曜日が祝日の場合は翌平日）に投稿しますが、開館時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

### 7. コメント・コメントへの返信について

投稿に対するコメントを歓迎します。頂いたコメントは、今後の運営の参考とさせていただきます。

なお、利用者からのコメントに対し、投稿者から返信する場合がありますが、すべてのコメントに対し返信を保障するものではありません。

また、投稿に対するお問い合わせについては、宗像市役所公式ホームページ「市へのご意見 お問い合わせ」または海の道むなかた館公式ホームページ「お問い合わせ」をご利用ください。

### 8. 「いいね！」について

ぜひ、気に入っていただいた投稿に「いいね！」をお願いします。

なお、公平性の観点から当アカウントからの「いいね！」は控えさせていただきます。

## 9. 禁止行為

利用者が当ページにコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当する行為を禁止します。運営管理者が下記の事項に該当する、または行う恐れがあると判断した場合には、コメント投稿者に事前に断りなく、コメントの削除や利用制限等を行う場合があります。

- 1.本人の同意なく個人情報を掲載する等プライバシーを害するもの
- 2.法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- 3.当ページの掲載内容に対して著しく乖離する内容
- 4.宗像市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- 5.人種、信条、性別等について差別し、又は差別を助長させるもの
- 6.虚偽や又は事実誤認の内容を含むもの
- 7.有害なプログラムを使用もしくは提供するもの又はそのおそれのあるもの
- 8.宗像市または第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- 9.営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- 10.その他公序良俗に反するもの及び市が不適切と判断したもの
- 11.1～10 までの内容を含むページへのリンク

## 10. 知的財産権

当ページに記載している情報（文章、イラスト、動画など）に関する著作権は宗像市に帰属します。

当ページの内容について、「私用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

### 11. 個人情報

当ページで取得した個人情報については、「宗像市ウェブページのプライバシーポリシー」に準じて適切に取り扱います。

<http://www.city.munakata.lg.jp/w001/0010/201501270644.html>

### 12. 免責事項

- 1.郷土宗像をより身近に感じてもらうため、一部くだけた表現で投稿する場合があります。
- 2.投稿には万全を期していますが、情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではありません。
- 3.宗像市は当ページを利用することによって生じた直接・間接的な損失について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- 4.市は利用者が市公式ソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為について一切

責任を負いません。

- 5.市は、利用者により投稿された「リプライ」、「コメント」等について一切責任を負いません。
- 6.市は、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- 7.コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は当市に対し、投稿コンテンツ全体を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなします。

### **1 3 . 著作権**

市公式ソーシャルメディアの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、市に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること

### **1 4 . 運用方針の変更**

市は、当運用方針を予告なく変更する場合があります。

### **1 5 . 施行**

この運用方針は令和 2 年 11 月 1 日から施行します。